

免許センターにおける持参した顔写真による運転免許証の作成について

運転免許センターでは、運転免許証の即日交付を実施していますが、即日交付分の免許証作成については、申請者の免許用写真を直接型撮影装置により撮影して行う方法（直接撮影）を採用しています。

一方、持参写真での免許証作成は、即日交付分とは別の装置を使用した事務処理となるため、他の業務と競合した場合などは直接撮影により作成した免許証の交付予定時間より遅れることがあります。また、免許用写真の要件に適合しない写真を申請されたときは、あらためて写真を提出していただくか、または、直接撮影をお願いすることとなります。

以上のことについてあらかじめご了承ください。

◎ 持参した写真で運転免許証の作成ができる手続

- ・免許更新
- ・免許試験（新規及び併記）

◎ 持参した写真で運転免許証の作成ができる場所

大分県運転免許センター

大分市大字松岡 6687番地 電話097-528-3000、3001

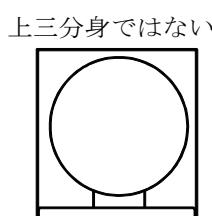
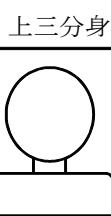
※警察署で免許更新の手続をされる場合も次のとおりとしてください。

免許用写真の基準

適正な写真

○ 道路交通法施行規則17条第2項第9号に規定される免許用写真

- ・申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、無修正の縦3cm、横2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの



※上三分身：おおむね胸から上

○ その他

- ・白黒、カラー共に可
- ・頭上を3mm程度空ける（余白は含まない）
- ・病気等で頭髪が抜けている場合等には、かつら、ウィッグ、スカーフ等の使用を認めます

不適正な写真の例

- 現在の容貌と著しく変わっているもの
- 目の状況が確認できないもの
 - ・目を閉じているもの
 - ・眼鏡の反射、影等で目の状況が見えないもの
 - ・サングラス、メガネのフレーム、前髪等で目が隠れているもの
 - ・カラーコンタクトレンズを装着しているもの
- キズ、汚れ、不鮮明等で個人の識別が容易にできないもの